

集会棟使用時の申し込みについて

規約契約委員長 尾崎 裕

前221号の管理組合により、「集会棟運用規則改正について」をお知らせしましたとおり、6月の団地決算総会において改正案が、可決されました。その結果、8月1日の申し込み受付分（9月使用分）から新しい規則の下での使用となることが決まりました。

主な改正点は以下のとおりです。

1. 「組合登録団体規則」の名称を「管理組合登録団体規則」と改めました。
2. 登録団体でも無料使用できる時間については4時間とし、それを超える時間の使用については、登録団体であっても、基本的な使用料を支払うこととしました。
3. 組合員等の使用も、4時間までを原則的に考え、それを超える時間の使用については、基本的な使用料の3倍の使用料となります。
4. また、使用者のうちシーアイハイツ居住者が半数以上でない場合には、4時間までの時間についても、基本的な使用料の2倍の使用料となります。

また、規則の運用としての変更点は以下のとおりです。

1. これまで理事長押印の申込書用紙を配布していましたが、今後は許可時に押印することとなりました。
2. 同一日における実質的同一者による使用申し込みは通算時間となります。（異なる時間帯の使用）
3. 同一時間帯の複数室使用は、時間の通算を行いません。

以上のように運用してゆく予定ですので、この点をなにとぞご理解願います。

また、使用料の計算が複雑になったため記入間違いなども予想されますので、後日差額の調整をさせていただくことがあるかもしれません。その際はなにとぞご容赦・ご理解くださいますようお願い申し上げます。

以下は申込書の記入例です（組合員5名、外部使用者2名、会議室小を6時間使用）。参考にしてください。

申込書記入例（一部抜粋）

使用希望日時	* 月 * 日 (* 曜日) 10:00 ~ 16:00 (6 時間)				
使用目的	会員の親睦			会費の 徴収	有 無
使用室 使用料(1hあたり)	1 会議室大 (400円)	2 会議室小 (300円)	3 多目的ルーム (400円)	4 和室10帖 (300円)	5 和室8帖 (200円)
使用者数	(CI居住者 5 人) + (外部使用者 2 人) = 合計 7 人				
使用備品	ピアノ、マイク等放送機器、映像機器、卓球セット、椅子、その他				
使用料	使用区分	使用者・団体	4hマテ*	4h超	無料 h=
	第1順位	管理組合、自治会、葬儀	無	料	400× 倍× h=
	第2順位	管理組合登録団体	無料	基本	400× 倍× h=
		市役所、警察、消防署等	無	料	300× 1 倍× 4 h= 1200
	第3順位	使用者の半数以上が組合員	基本	3倍	300× 3 倍× 2 h= 1800
	第4順位	使用者の半数未満が組合員	2倍	3倍	200× 倍× h=
	第5順位	商品の展示、宣伝、販売	3 倍		200× 倍× h=
その他	理事会が必要と認めた場合	事案による		計= 3000	